後期高齢者医療制度について

■ 平成23年度　後期高齢者医療制度の保険料について

平成23年度の保険料は、平成 22 年中の所得金額と世帯(＊注1)の状況を基に算定を行い、決定します。保険料は、被保険者（加入者）一人一人ごとに計算され、決定した保険料額を記載した「平成 23 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7 月中旬にお届けいたします。

＊注 1：「 世帯 」とは、平成 23 年 4 月 1 日時点の世帯 (75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点) を基準にしています。

●保険料の決まり方（計算方法）

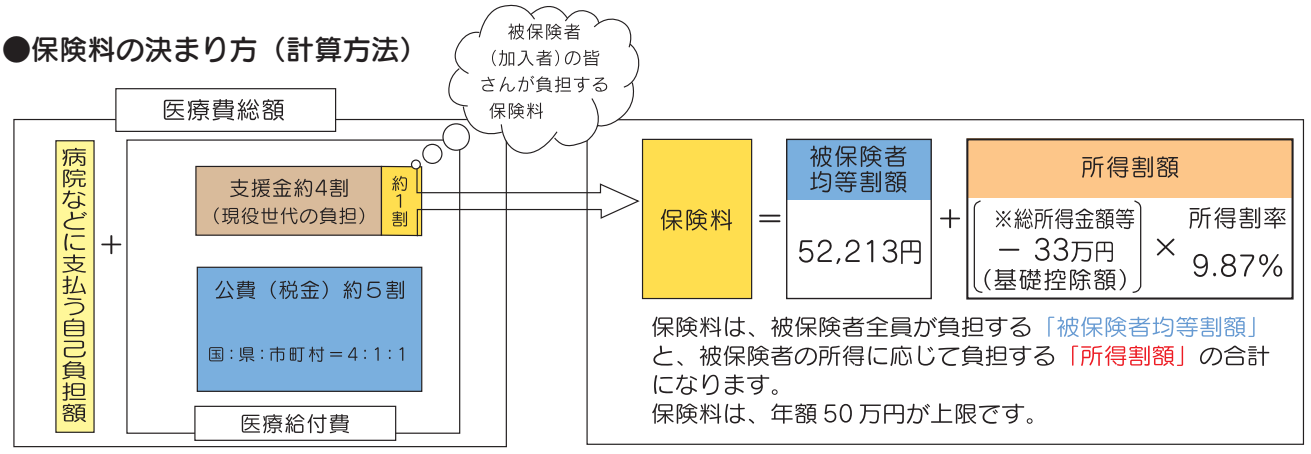

保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。また、保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は 2 年ごとに見直され、次回は平成 24 年度に改定されます。

※総所得金額等とは、前年中の「 公的年金等収入－公的年金等控除 」、「 給与収入－給与所得控除 」、「 事業収入－必要経費 」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

◎公的年金収入のみの人で、年金額が 153 万円以下の場合は、総所得金額等が 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

保険料の軽減について

●均等割の軽減

世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額（＊注3）の合計額
９割軽減	5，221円	【33 万円（基礎控除額）】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）】
＊注2 8.5（7）割軽減	7，831円	【33 万円（基礎控除額）】以下
５割軽減	26，106円	【33 万円（基礎控除額）＋ 24.5 万円×被保険者（世帯主を除く）数】以下
２割軽減	41，770円	【33 万円（基礎控除額）＋ 35 万円×被保険者数】以下

＊注 2：原則は「7 割軽減」ですが、平成 23 年度も特例措置を継続し「8.5 割軽減」となります。

＊注 3：「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－ 15 万円」となるなど、例外があります。

●所得割の軽減　総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人は、所得割額が５割軽減となります。

●被用者保険(＊注4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が９割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

＊注４：「被用者保険」とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

●保険料の減免

災害や心身の故障、失業による収入の著しい減少など、突発的な事情によりどうしても保険料を納めることが困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。

●保険料の納付方法

原則として特別徴収（年金での納付）になりますが、年金の額等によっては、普通徴収（納付書や口座振替での納付）で納めます。納付方法や納付時期、金額は7月中旬にお届けする通知書にてご確認ください。

特別徴収（年金での納付）から口座振替への変更ができます

特別徴収の人でも口座振替に変更できます。口座振替を希望される場合は被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参のうえ、市役所⑦番窓口にてお手続きください。7月29日(金)までに手続きしていただくと、10月の年金での納付を中止できます。＊口座から振替不能が一定期間続く場合は、年金での納付に変更させていただくことがありますので、十分ご留意ください。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。特別徴収の人は本人に、普通徴収の人は支払った人（本人または生計を一にする親族）に適用されますので、特別徴収（年金での納付）から口座振替へ変更した場合、世帯全体の所得税および住民税の負担額が変わることがあります。

■ 8月から被保険者証が新しくなります。

現在の被保険者証は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（薄みどり色、有効期限：平成24年7月31日）は、市から7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納が基準以上ある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただきます。

8月1日以降に医療機関にかかる際には、新しい被保険者証（薄みどり色）を窓口に提示してください。

■ 8月から窓口負担の割合が3割となる人へ。

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割または3割です。
毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

《自己負担割合3割の判定基準について》

同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合は、負担割合が3割になります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次のいずれかに該当する場合は、**申請することにより1割負担**になります。

1. 同じ世帯に被保険者が複数の場合…同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯に被保険者が一人の場合…①本人の収入が383万円未満
   （①または②のいずれかに該当）　②本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります。

現在使用している減額認定証の有効期限は7月31日です。

減額認定証をお持ちで、平成23年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

平成23年度の住民税が非課税世帯の人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続きが必要です。次のものを持参のうえ、市役所⑦番窓口にてお手続きください。

【申請に必要なもの】
- 被保険者証
- 印鑑
- その他　※直近1年で90日以上の入院がある人は入院期間が確認できるもの（領収書、入院証明書等）

問い合わせ先　国保年金課 医療・年金係　☎72－2111　内線422